

学校いじめ防止基本方針

静岡県立浜北特別支援学校

令和3年9月 改訂

令和6年4月 改定

1 学校いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、「いじめ防止対策推進法」の施行を受け策定された「静岡県いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、静岡県立浜北特別支援学校におけるいじめの防止、早期発見や早期対応（以下、いじめ防止等と記す）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めたものである。

2 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめとは

いじめとは・・・

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」を言う。※児童等＝児童生徒（引用元：静岡県いじめ防止等のための基本的な方針）

- ・冷やかしやからかい ・悪口や脅し文句 ・仲間はずれや集団からの無視 ・体当たり
- ・金品のたかり ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる
- ・パソコンや携帯電話等での SNS による誹謗中傷 など

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで、いじめの被害が発生していることもある。いじめであるかを判断する際に「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたりいじめに本人が気づいていなかったりする場合もあるため、その子や周りの状況等をしっかりと確認することも必要である。

以上の点を踏まえ、私たちは、いじめを以下のように理解しておく必要がある。

いじめはどの子どもにも、どこでも起こりうる

いじめは生命または心身に重大な危険を生じさせる

傍観者として、周りで見ても見ぬ振りをしているケースがある

(2) いじめ防止等の基本的な理念

「いじめは、どのような理由があろうとも、絶対に許されない行為である。」

いじめは、子どもの心身を深く傷つけ健全な成長に大きな影響を及ぼしかねない、人権に関わる重要な問題である。

全教職員が、いじめやそれを傍観する行為などを許さない姿勢をもち、いじめを未然に防止し早期発見に努め、かつ、いじめが起こりにくい人間関係を作り上げていくことが大切である。そのためには、教育活動をとおして自らを大切に思う気持ち（自尊感情）を育むことが重要である。

本校では、教育目標のスローガンである「友と輝き 地域に生きる」のもと、子どもたちが絆（仲間や地域との豊かな関わり）を大切にしながら地域社会の中で自立した生活を送ることができるよう、決まりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを思いやり尊重する感覚（人権感覚）を育み、健やかでたくましい子どもを育てていく。そのためには、家庭はもちろんのこと、県、国、市町、地域住民やその他の関係者と連携を図りながらいじめのない学校づくりを推進していく。

3 いじめ防止等のための体制

校内におけるいじめ防止に関する組織的な取り組みを図るための組織を常設し、必要な指導、支援を行う。 ※別紙1

- (1) 組織名 いじめ防止対策委員会
- (2) 構成員 校長、副校長、教頭、事務長、小学部・中学部・高等部主事、生徒指導課長
養護教諭、保健主事で構成する。
※個々の事案については、それに関係する教職員が参加をする。
※必要に応じて、学校運営協議会委員や外部の専門家（医師、児童相談所員等）を招へいする。
- (3) 役割
ア いじめの未然防止のための年間取組計画の企画、実施と有効性の検証
イ いじめに関する情報の収集、記録、教職員間の情報共有の推進
ウ いじめ事案発生時の緊急会議の開催と対応方針（事実関係の聴き取りや指導、支援体制、保護者や関係機関との連携等）の決定と対応
エ 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し
- (4) 開催時期と内容 年3回定期開催 ※いじめ事案発生時には、緊急に開催
5月：学校いじめ防止基本方針の確認
5月実施生活・学習に関するアンケートの結果に基づく情報共有
9月：9月実施いじめアンケートの結果に基づく情報共有
2月：学校いじめ防止基本方針の見直しと修正
年間取組計画の検証と次年度への課題
- (5) いじめ防止対策の達成目標
本委員会を中心に、全職員でいじめ防止等に取り組み、いじめ件数0を目指す。

4 いじめの未然防止と早期発見及び取組計画

いじめの認知については、件数の多いことが学校や学級に問題があるという考え方をせず、いじめの認知こそが対策のスタートラインであると捉えることが肝要である。いじめの存在を把握しなければ対策へとつなぐことができないことから、できるだけ初期の段階で対応するという姿勢を持つことが重要である。

(1) 未然防止のために

- ア 子どもの特性を踏まえ、子どもの理解に努め、思いや表現を受け止め公平に接し、信頼関係を作る。
- イ 人権に関する理解や人権感覚を育む道徳教育等の学習活動を総合的に推進する。
(子どもがいじめについて考え、話しあうこと等のできる実践的取り組みを含む)
- ウ 子どもたちが互いの個性や違いを認め合い、望ましい人間関係づくりをねらった協同的・体験的活動等（生活単元学習、学級活動、生徒会活動、宿泊学習、学校間交流、居住地校交流地域交流等）の取り組みを推進する。
- エ 学校いじめ防止基本方針を、学校ホームページに掲載、PTA 総会（4月）で保護者に説明を行うことで、保護者や地域に本校の教育について周知する。
- オ 外部講師を招へいした携帯電話教室を開催する等、情報モラル教育を推進する。
- カ 「いじめはどの子どもにも、どこにでも起こりうる」の認識のもと指導にあたる。また校内研修会等をとおして、専門性を高め人権意識の向上を図る。
- キ 学校経営計画書の本年度の取組において、「児童生徒の小さな変化や危険信号を見逃さず、情報を共有し、いじめを防止する」を取り組み手段とし、いじめ発生件数0件を目標とする。

(2) 早期発見のために

- ア 子どものストレスの状況や心の状態など、日常的な観察を行い、子ども同士の会話や聴き取りなどをとおして情報の収集を行い、いじめの発見に努める。
- イ 保護者や子どもを対象とした、学校生活全般やいじめに関するアンケート調査を実施（5月、9月）する。
- ウ 保護者との連絡ノートでのやりとりや面談等を利用し、家庭や地域での様子を把握、必要に応じてさらなる情報を収集する。
- エ 必要に応じて教育相談を行い、友達関係や悩み等の掌握をする。
- オ 保護者や子どもが相談しやすいよう、信頼関係を築くようにする。また、必要に応じて外部の専門家に協力を依頼する等、相談体制を整備する。

(3) 年間取組計画 ※別紙2

いじめの未然防止、早期発見の考えに基づき、いじめの防止等の取り組みを年間をとおして計画的に行えるよう、別紙2のとおり取組計画を定める。

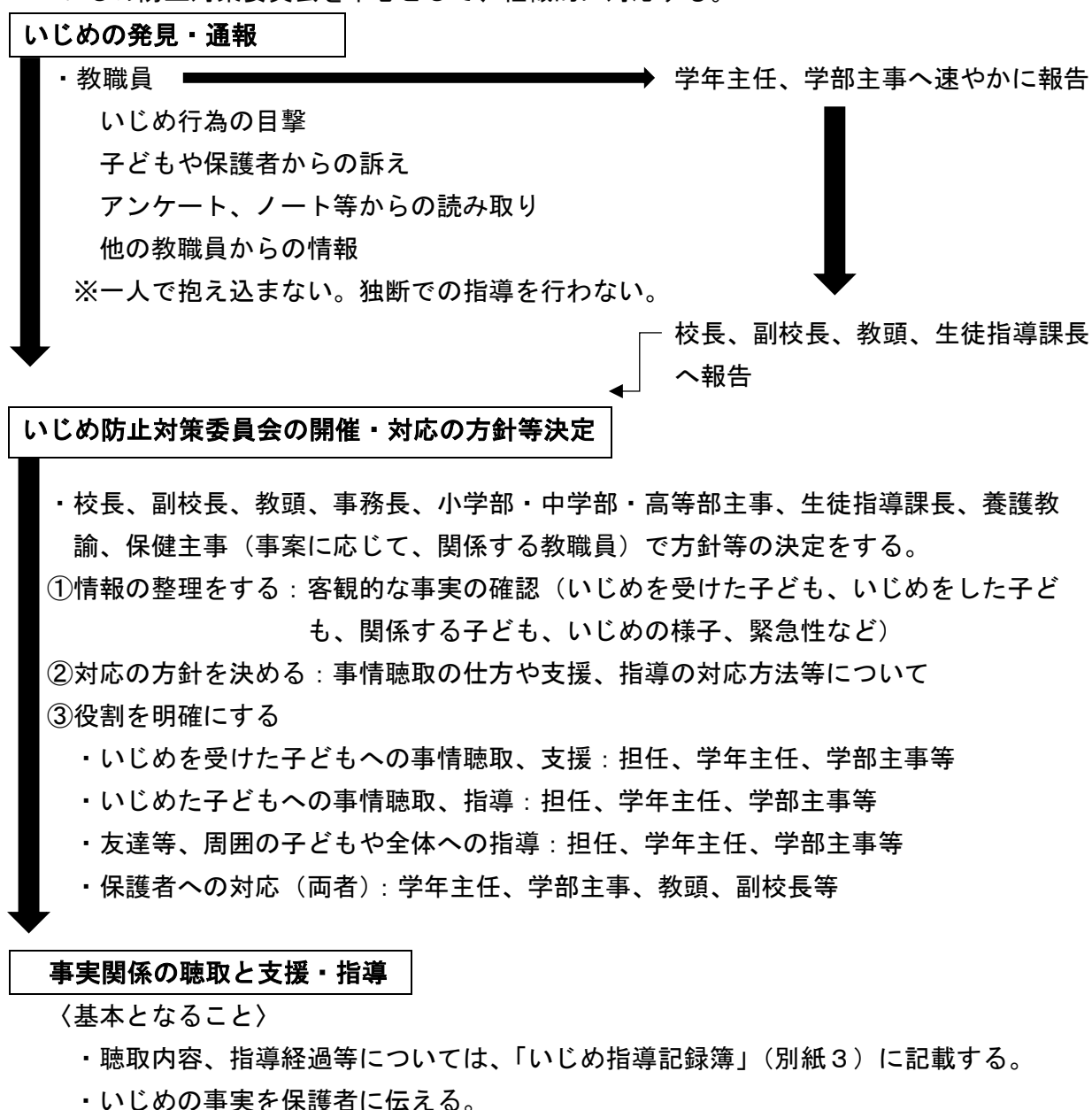
5 いじめ発生時の対応

(1) 発生時の対応と基本的な考え方

- ア 相談、発見、通報を受けた際は、速やかにいじめ防止対策委員会を開催し対応する。
※特定の教職員で抱え込まず、組織として対応する
- イ 早期に事実確認をする。並行して、いじめられた子どもをいじめから救済し、保護者を安心させる。いじめた子どもについては、その行為に及んだ原因や背景等について聞き取ることで、事実を正確に把握する。
- ウ いじめ確認の際は、静岡県教育委員会特別支援教育課に報告をする。
- エ 全教職員に報告、情報を共有し、多数の目で見守ることのできる体制をとる。

(2) 発生時から指導までの対応

いじめ防止対策委員会を中心として、組織的に対応する。



- ・いじめを受けた子ども、いじめをした子ども双方の保護者間で争いが起きないように、保護者と情報を共有する。
 - ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、警察や児童相談所等に相談、連携して対応する。
 - ・子どもの生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れのある場合は、直ちに警察に通報し適切な援助を求める。
 - ・校長は、いじめた子どもに対し、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すために適切に懲戒を加えることができる。
 - ・いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。
- *いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止んでおり、②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていること。

〈具体的内容〉

【いじめを受けた子ども・保護者への支援】

教職員の基本的な姿勢	支援内容
<ul style="list-style-type: none"> ・事実関係を聴取する。 ・徹底して味方になる。いじめを受けた子どもにも責任があるという思考はもたない。 ・いじめた生徒の謝罪や表面的な変化により、いじめの解消と判断しない。 ・個人情報の取り扱い等について、十分に留意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問等で迅速に保護者に事実関係を伝える。 ・いじめている側を許さないという姿勢を示す。 ・対応方針について、子供、保護者に事前に説明をして実行に移す。 ・状況に応じて見守りをする、いじめた子どもを別教室に移す等、いじめに対して安心して教育が受けられるようにする。 ・状況により、外部専門家の協力を要請し支援を行う。 ・学校の対応について記録を詳細に残し、保護者への情報提供を丁寧に行う。

【いじめた子ども・保護者への指導・助言】

教職員の基本的な姿勢	指導・助言内容
<ul style="list-style-type: none"> ・事実関係を聴取する。 ・いじめを受けた子どもが深く傷付いていること、いじめは絶対に許されない行為であることを認識できるようにし、十分な反省を促す。 ・いじめた子ども自身が抱える問題等、いじめの背景に目を向け、健全な人格の成長に配慮する。 ・個人情報の取り扱い等について、十分に留意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速に保護者に連絡、正確に事実を伝え、理解や納得を得た上で学校と協力して子どもを指導するよう促す。 ・必要に応じて、別教室で学習を行う等の対応をする。 ・教育上必要があると認められた場合は、人格の成長を促すため、適切に懲戒を加える。(校長)

【いじめが起きた集団（観衆や傍観者）への働き掛け】

- ・いじめに同調したりはやし立てたりすることは、いじめに加担することであることを伝え、理解を促す。
- ・いじめを見て見ぬ振りをすることは、いじめを受けている子どもの孤独感を強める事など、自分に置き換えて考えることができるよう促す。

【インターネットによるいじめについて】

- ・インターネット上でいじめは、人権侵害であること、心に深い傷を負わせてしまうこと等を理解できるように伝える。また、専門家を招へいし、子どもを対象とした講義を実施する。（子どもの実態に応じる）

6 重大事態への対応

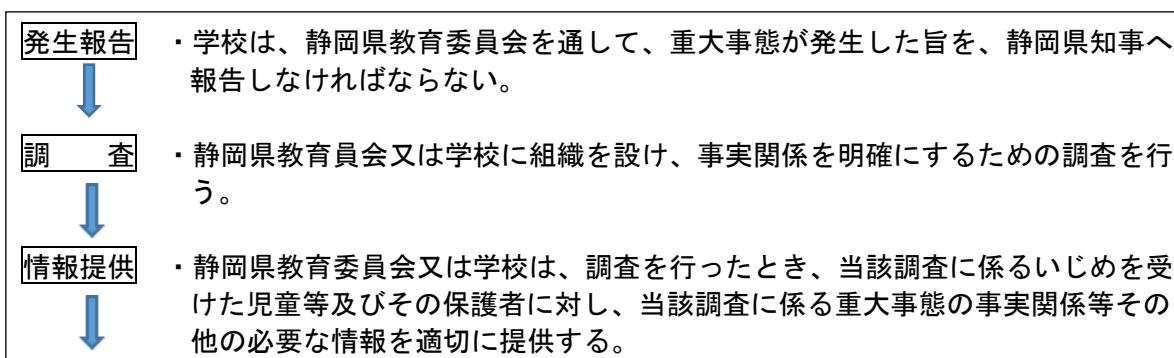
いじめの重大事態に対しては、重篤な内容であることから、十分に注意して適切に対処する必要がある。「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン(平成 29 年文部科学省)を踏まえ、「いじめの重大事態対応マニュアル（令和 3 年 3 月静岡県教育委員会）」を参考にして適切に対処する。

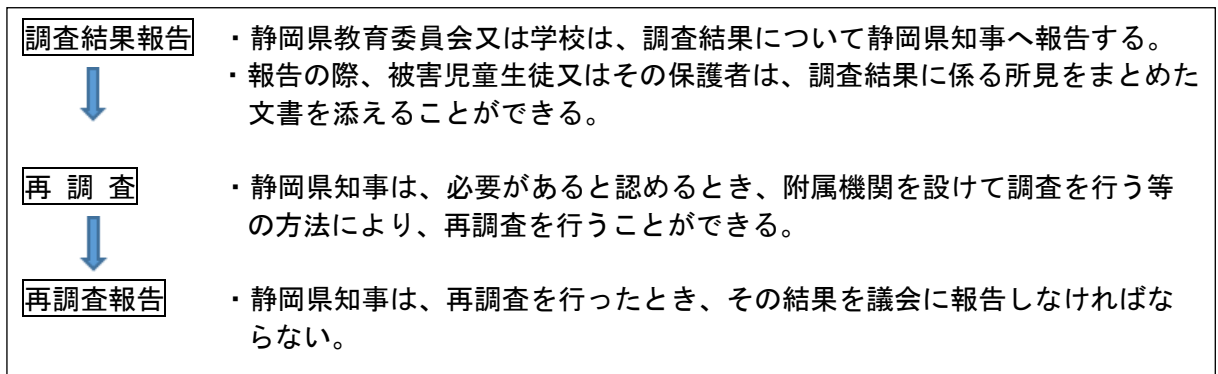
(1) 重大事態とは（重大事態の判断基準）

- ① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・心身に重大な被害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・いじめにより転学等を余儀なくされた場合
- ② いじめにより相当の期間（年間 30 日を目安とする）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。（子どもが一定期間連続して欠席しているときは、目安にかかわらず、迅速に調査に着手。）
- ③ 子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったと申し立てがあったとき

(2) 重大事態への対応

ア フロー図





イ 発生の報告

- ・ 「生命心身財産重大事態」の場合
学校は、事案を認知し重大事態（疑いを含む。）と判断した場合、速やかに特別支援教育課に報告する。
- ・ 「不登校重大事態」の場合
学校は欠席が30日に達する前から、特別支援教育課に相談しつつ、児童生徒への聴取を始める。
学校は、重大事態と判断した場合、判断した後速やかに報告する。

〈報告内容〉

- ・ 重大事態(疑いを含む)と認めた理由
- ・ いじめを受けたとされる児童生徒の名前、学部、学年、性別
- ・ いじめを行ったとされる児童生徒の名前、学部、学年、性別
- ・ いじめが行われたと疑われる時期
- ・ 学校が本事案を認知した日
- ・ 事案の内容
 - 発見のきっかけ
 - いじめの態様
 - 現在の状況
 - 【いじめを受けたとされる児童生徒】
 - 【いじめを行ったとされる児童生徒】
- ・ 学校の指導経過等
- ・ いじめを受けたとされる児童生徒・保護者の意向
- ・ 子ども、保護者からの申し出があった場合は、その内容

※申し出に対し、その時点で本校が「いじめの結果の事態ではない。」「重大事態とはいえない。」と考えたとしても、重大事態が発生した発生したものとして報告・調査等する。
調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言できない。

ウ 調査

- ①調査主体の決定
 - ・ 生命心身財産重大事態
静岡県教育委員会

- ・生命心身財産重大事態のうち自殺事案
基本調査は、特別支援教育課及びいじめ対策事務局の指導の下で学校が実施
- ・不登校重大事態
学校主体の調査が原則、ただし、被害保護者・児童生徒が、学校主体調査を望まない場合等については、静岡県教育委員会主体の調査とする。

②調査組織

- ・学校主体の場合は、既存の学校いじめの防止等の対策のための組織をベースに、公正性・中立性が担保された第三者を加えた組織。
- ・新たに立ち上げた第三者による調査委員会

※調査は、網羅的に行う。因果関係の特定を急ぐべきではない。

③調査方法

聴き取りが可能な場合	聴き取りが不可能な場合（入院・死亡等）
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもから十分に聴き取る。 ・他の子どもや教職員等に対するアンケート調査や聴き取りの検討をする。 ・情報提供者を守ることを最優先とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該保護者の気持ち、要望、意見を十分に聴き取る。 ・当該保護者と今後の調査について話し合う。 ・他の子どもや教職員等に対するアンケート調査や聴き取りの検討をする。

エ 調査結果報告

①聴き取った内容等を「聴き取り結果の報告」（別紙４）にまとめ、静岡県教育委員会に報告する。

②調査結果等の提供

（ア）いじめを受けた子ども及びその保護者への情報の提供

いじめを受けた子ども及び保護者に、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を提供する。また、明らかになった事実関係について、説明をする。情報提供の際には、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に行う。

（イ）報道機関への対応

情報の発信や報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供に心掛ける。また、自殺については、連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、倫理観をもった取材等をお願いする。

〈自殺報道に関する参考資料〉

WHO（世界保健機構）による自殺報道への提言

- ① 努めて、社会に向けて自殺に関する啓発・教育を行う。
- ② 自殺をセンセーショナルに扱わない。当然の行為のよう扱わない。あるいは問題解決法の一

つであるかのように扱わない。

- ③ 自殺の報道を目立つところに掲載したり、過剰にそして繰り返し報道したりしない。
- ④ 自殺既遂や未遂に用いられた手段を詳しく伝えない。
- ⑤ 自殺既遂や未遂の生じた場所について、詳しい情報を伝えない。
- ⑥ 見出しの付け方には慎重を期する。
- ⑦ 写真や映像を用いることにはかなりの慎重を期する。
- ⑧ 著名な人の自殺を伝えるときには特に注意を期する。
- ⑨ 自殺で遺された人に対して、十分な配慮をする。
- ⑩ どこに支援を求めることができるのかということについて、情報を提供する。
- ⑪ メディア関係者自身も、自殺に関する話題から影響を受けることを知る。

「自殺予防ーメディア関係者のための手引き」 より引用

(3) 資料の保存

調査により把握した情報の記録は、被害児童生徒が卒業した後、10年間は保存する。

(4) 関係機関との連携

ア 警察との連携

重大事態、特に生命心身財産重大事態の事案については、犯罪行為として取り扱われるべき事案も想定される。そのような事案においては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要となる。

イ 専門家との連携

いじめの事案への対応については、重大事態であるか否かにかかわらず、その解消に向けては、児童相談所等の関係機関や、臨床心理士や弁護士（スクールロイヤー含む）などの専門家との連携の上で進める。

(5) 再発防止に向けた取り組み

ア 重大事態に至った状況の整理と再発防止策の実施

静岡県教育委員会及び学校は、調査結果において認定された事実に基づき、共通理解の場を設定し、重大事態に至った状況の整理を行い、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の取組や対応について検証するとともに、必要な具体策について十分協議し、速やかに再発防止策を講じる。

イ 学校のいじめ防止についての取組確認といじめ防止基本方針の見直し

学校は、「これまで行ってきた学校のいじめの未然防止や早期発見の取組に問題はなかったか」また、「発生してしまったいじめを重大事態まで至らせないために不足している取組はないか」について協議し、新たな事案の未然防止に努めなければならない。また、協議で出された改善点については、学校のいじめ防止基本方針に盛り込み、全職員で共通理解することが重要である。なお、学校のいじめ防止基本方針を改定した場合は、静岡県教育委員会に報告する。

ウ 再発防止策の作成

いじめ対策事務局及び特別支援教育課は、再発防止策を作成する。